



No. 30 号 成 田 市
2012 年 12 月 発行



意識から行動へ～^{ひと}男女が響き合うまち 成田をめざして～



あなたもあなたの周りの人も輝いていますか

★Contents(主な内容)★

- ☆ 平成 24 年度男女共同参画講座開催報告①
- ☆ 男女共同参画推進員とは
- ☆ 女性のための相談・DV相談
- ☆ さざなみインフォメーション

◆男女共同参画社会基本法 5 本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

～平成 24 度男女共同参画講座開催報告①～

第1回 男女共同参画セミナー

- ・日 時 平成 24 年 6 月 29 日 13 時 30 分～
- ・場 所 市役所 6 階 中会議室
- ・テーマ 家族のこれまでとこれから
～小説・映画・まんがを通して～
- ・講 師 城西短期大学 教授
長谷川 啓 氏
- ・受講者 「先生の講演に元気づけられました。」「今回教えていただいた本や映画を見てみようと思います。」「親子、家族のあり方を考えなおしてみたいと思いました。」など。



第2回 男女共同参画セミナー

- ・日 時 平成 24 年 7 月 20 日 13 時 30 分～
- ・場 所 市役所 6 階 中会議室
- ・テーマ 現代人とストレス
～ストレス自己診断と解消法～
- ・講 師 NPO 法人 クリオネの家
心理カウンセラー 星野 伸明 氏
- ・受講者 「とてもわかりやすく、楽しく聞くことができました。」「食事の大切さを改めて知りました。」「ストレスとの上手な付き合い方を発見できました。」など



第3回 男女共同参画セミナー

- ・日 時 平成 24 年 8 月 31 日 13 時 30 分～
- ・場 所 市役所 6 階 大会議室
- ・テーマ 笑う門には福来る
～笑いと家族と健康と～
- ・講 師 梅八流 江戸文字職人
鶯春亭 梅八 氏
- ・受講者 「とても楽しいひと時を過ごすことができました。」「笑うことは大切なことですね。」「ぜひ、また聞きたいです。」など



～男女共同参画推進員とは～

みなさんは、男女共同参画推進員をご存知ですか。

市では、市民の参画により男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進員を委嘱しています。

家庭や職場、地域など、「男女が性別にとらわれることなくあらゆる分野とともに参画する」社会の形成を推進するため男女共同参画セミナー等の企画運営に携わり一人ひとりの意識の啓発に取り組んでいます。



推進員の役割と活動

○推進員になると...

(1) 会議への参加

「男女共同参画講座（セミナー）」の日程が決まると、セミナー等の運営の仕方・役割を決定するため会議を開きます。

(2) セミナー当日の運営

セミナーの準備、進行などを行います。また、セミナー終了後はアンケートの集計等を行います。

(3) 情報の収集・地域への啓蒙

各セミナーや会議、メディア等を通じて情報の収集に努め、地域における男女共同参画社会への啓発に取り組んでいます。

○推進員は...

(1) 一般公募（全員）

(2) 任期 1年間

(3) 定数 10人以内

○推進員になるには...

毎年、2月頃広報なりたやホームページに掲載し、公募のお知らせをしています。



女性のための相談（毎月第2・第4木曜日）、

DV相談（毎月第3木曜日）を開催中です

誰にも言えずに我慢し続けていることはありませんか？

相談員があなたと一緒に考えます。心と体を休めに来ませんか。

○相談内容 自分の生き方、夫婦・家族のこと、職場・地域での人間関係、セクハラ、DV等、女性が抱えるさまざまな問題

○相談できる方 市内在住の女性

○相談時間 午前10:00～午後4:00 事前予約が必要です。

予約等、詳しくは企画政策課へ 電話 0476-20-1500（受付時間8:30～17:15）

◆DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。

夫婦間・パートナーなどの親密な関係にある中の暴力行為をDVといいます。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を深く傷つける行為であり、決して許されるものではありません。

そして、暴力行為を繰り返されることにより、被害者の意識、行動、考え方がコントロールされ、生きる力や自尊感情を弱めて人間としての尊厳を奪われていきます。時には生命に関わることもあります。

家庭内などプライバシー領域における暴力は外からは発見しにくく、深刻化しやすいことが問題となっています。

DV被害の深刻化を防ぐためには早期の対応が大切です。

※ 配偶者等からの暴力に関する相談窓口
千葉県女性サポートセンター
043-206-8002(24 時間 365 日対応)
又は最寄りの警察署へ

◆おたより募集中！

☆男女共同参画に関する意見・感想など
をお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先

〒286-8585 成田市花崎町 760
成田市企画政策部企画政策課

男女共同参画班

☎20-1500 ファックス 24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp



✿ストーカー規制法の豆知識✿

●正式には「ストーカー行為等の規則に関する法律」といい、平成 12 年 11 月 24 日から施行されました。恋愛感情その他の行為の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の人、又はその配偶者・直系若しくは同居の親族など、特定の人と社会的に密接な関係がある人に、つきまとい等の行為を繰り返すことに対し、その被害を受けた人に対する援助の措置等を定めることです。

この法律で規制の対象となる「つきまとい等」の定義は、特定の人に対する恋愛・好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行う

- ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話・連続した電話・FAX
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を害すること
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

以上 8 項目の行為と規定されています。被害にあった場合は最寄りの警察署・警察本部に相談してください。

・成田警察署 0476-27-0110

・千葉県警察本部 女性被害 110 番

～女性被害者の困りごと、悩みごと相談～

警察本部では、事件や事故に巻き込まれた被害者の困りごとや悩みごとについて、女性警察職員が女性専用のホットライン「女性被害 110 番」で相談に応じております。

043-223-0110 (受付時間 平日 8:30～17:15)

※さざなみは、支所、公民館、図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、市のホームページ
(<http://www.city.narita.chiba.jp>) にもあります。